福島社発第　　４８　号
平成２６年　６月１０日

会　員　各　位

福島県社会保険労務士会
会　長　金　子　昌　明
（公印省略）

新規年金相談員養成年金研修会（グループ研修）の実施について

謹啓　時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

第７回新規年金相談員養成年金研修会（グループ研修）を下記のとおり実施いたします。

県会に要請のある年金相談（ゆうちょ銀行、郵便局等の年金相談）については、原則として当研修を受講された会員を派遣いたしますので、受講を希望される方は、６月 30 日（月）までにお申し込みください。

記

県会が行う年金相談事業の目的

国民の立場・目線に立った丁寧でわかりやすい社労士らしい年金相談を行い、国民の安心・安全・年金制度への信頼回復を図る。

これらの活動を通じ、社会に貢献することと同時に、国民に社労士が頼れる年金の専門家であることを広め、社労士制度の発展に大きく寄与することを目的としています。

年金相談員に求めるもの

前記の目的を達するため、年金相談員は、当然、年金事務所職員と同等以上の年金知識と相談能力が求められ、更に、社労士の特色として親切・丁寧・わかりやすく且つ的確な相談能力の向上に心がけなければなりません。

そのために年金の知識等だけでなく、相談のあり方、応接態度や言葉遣い等、相談実務の基本や接遇の訓練も重要です。

年金研修（グループ研修）　１回約５時間　全４回　全 20 時間

１．日　時　平成 26 年**７月 11 日（金）**10：00～17：00（オリエンテーション１時間を含む）
７月 24 日（木）、８月７日（木）、21 日（木）10：00～16：00
都合により日程が変更となる場合があります。昼食は各自準備してください。

２．場　所　県会事務局　　福島市御山字三本松 19-3
希望者多数の場合は、地域ごと開催します。

３．研修方式　グループ毎にテキストの項目の発表者を決め、討議するゼミナール方式

４．テキスト　「現場力を高める年金相談Ｑ＆Ａ　①～③」平成 26 年版

５．対象者　次の（1）～（3）すべてを満たす者とし、新規受講者を優先とします。
受講希望者には、申込締切後に受講の可否を連絡します。

（1）年金相談センター及び日本年金機構（市町村）、ゆうちょ銀行等で行う年金相談等に協力できる者又は将来協力する者

（2）社会保険労務士賠償責任保険に加入している者又は加入の手続きを取る者

（3）県社労士会が行う倫理研修を受講した者又は該当年度に必ず受講できる者

６．費　用　テキスト代：定価 3,456 円
後日、請求書を送付いたします。
締切後にお申し込みの場合、テキストは各自、定価でご購入ください。
テキストのみ購入を希望する場合は、別途県会にご連絡ください。

７．申込締切　６月３０日（月）必着
〒960－8252　福島市御山字三本松 19－3　　FAX　024－534－5432
研修について、止むを得ない事情により参加できなくなった場合には、事前に県会事務局（TEL　024-535-4430）へご連絡ください。

８．年金相談実務者研修、年金相談センター等での年金相談業務について

年金相談センター及び年金事務所での相談業務を行うためには、当グループ研修を修了後、連合会が指定する集合研修７時間（９月予定）、WM 研修 14 時間（10 月予定）の「年金相談実務者研修」を修了することが必要です。

年金相談センター等での年金相談業務は、主に年金の裁定請求書等の受付と相談であり、正確な知識、WM 操作の習熟、的確な事務取扱、さらに丁寧でわかり易い相談が求められます。

年金相談センター等での年金相談業務に従事することで連合会が指定する「年金マスター」を取得することができます。年金マスターの役割は、年金相談センター及び年金事務所において相談員として活躍いただくことが求められております。

平成２６年　　月　　日

福島県社会保険労務士会会長　様

新規年金相談員養成年金研修会　参加申込書

会員氏名		テキスト	要　・　不要

あらかじめ参加できない日がある場合は、申し出てください。（個別に相談いたします。））